

## ○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所交通費支給基準

平成13年4月2日制定  
平成16年3月31日改正  
平成18年4月1日改正  
平成18年5月1日改正  
平成18年10月1日改正  
平成19年3月30日改正  
平成21年3月31日改正  
平成22年3月31日改正  
平成23年3月31日改正  
平成25年3月29日改正  
平成27年4月1日改正

(目的)

第1条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)旅費規程(平成13年4月2日制定)第26条の規定に基づき、研究所と文部科学省間等の旅費の取扱に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本支給基準は、研究所の役員及び職員(以下「役職員」という。)が、第3条で定める区間を業務のため旅行する場合に支給する旅費(以下「交通費」という。)について適用する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く。

(適用箇所)

第3条 本支給基準は、役職員が自宅又は研究所と次に掲げる箇所又は目的地の最寄り駅を業務のため旅行する場合に支給する。

- 一 学術総合センター又は竹橋駅
- 二 中央合同庁舎7号館又は虎ノ門駅若しくは霞ヶ関駅
- 三 国立オリンピック記念青少年総合センター又は参宮橋駅

(支給額)

第4条 交通費の一回当たりの支給額は、役職員ごとに別に定める額とする。

(命令及び請求)

第5条 交通費の命令及び請求は、別紙様式により1ヶ月ごとに取りまとめのうえ行うものとする。

2 総務企画課総務係は、別紙様式交通費命令簿、交通費請求書の金額数字に誤りがあった場合には、当該金額数字を＝線をもって抹消し、押印のうえ正当な金額数字を記載する。

(支出に関する事務)

第6条 交通費の支出に関する事務は、財務課財務係が行うものとする。

(交通費命令簿)

第7条 支出後の交通費命令簿は、総務企画課総務係が保管するものとする。

附 則

この支給基準は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成18年5月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この支給基準は、平成27年4月1日から実施する。